

議案第 15 号

橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

橋本市立小学校及び中学校設置条例(平成18年橋本市条例第105号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中大線の部分である。

改正後		改正前	
(設置) 第1条 本市は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定に基づき、橋本市立小学校及び中学校を次のとおり設置する。		(設置) 第1条 本市は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定に基づき、橋本市立小学校及び中学校を次のとおり設置する。	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
和歌山県橋本市立信太小学校	略	和歌山県橋本市立信太小学校	略
和歌山県橋本市立橋本中学校	橋本市市脇五丁目3番8号	和歌山県橋本市立橋本中学校	橋本市市脇五丁目3番8号
和歌山県橋本市立隅田中学校	略	和歌山県橋本市立西部中学校	橋本市市柏原500番地
和歌山県橋本市立隅田中学校	略	和歌山県橋本市立学文路中学校	橋本市市清水363番地
略	略	和歌山県橋本市立隅田中学校	略
		略	略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。